

心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める意見書

昭和四十九年に創設された東京都心身障害者医療費助成制度は、身体障害者手帳1～2級（内部障害につき3級まで）、愛の手帳1～2度、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方をそれぞれ対象に、一定の所得以内で住民税課税の方は1割負担、非課税の方は無料となっています。

一方、障害の程度が中度や軽度の方は対象とはならず、原則3割負担となっています。

中度や軽度の障害であっても、適切な医療やケアを行わなければ重度化する虞があります。必要な治療を受けることにより重度化を予防して、生活の質の維持、向上を図るためには、障害の程度にかかわらず、安心して医療を受けられる環境を整備し続けることが必須となります。

よって、中央区議会は、東京都に対して、左記の迅速なる実現を強く要望します。

記

- ・心身障害者医療費助成制度の対象者を中度や軽度で、かつ低所得の方にも拡大すること

以上

右、地方自治法第九十九条の規定によって、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

令和六年十二月三日

東京都中央区議会議長 瓜生 正高

東京都知事 あて